

広 報

かわち

人口と世帯

4月1日現在

人口 11,816 (+41)

男 5,634 (+18)

女 6,182 (+23)

世帯 2,694 (+8)

() 内は前月比

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No.169 1983. 4.15



花見遠足

春の和らかな日差しを浴びて優しく光る水面。対岸の関門までが踊っているかのように見えるのは、目の錯覚だろうか。

4月9日、ここ大徳鍋子新田地先の大利根河原には、新入生を含めた生板小の全児童262名が「花見遠足」に訪れ、暖かな春の一日を満喫していました。

83

4

昭和58年度当初予算は4月から7月までの暫定で

一般会計 6億8343万4千円を計上

昭和58年第1回定例村議会

昭和五十八年第一回河内村議会定例会議は、さる三月十日、十五日の両日間かれ、昭和五十八年度一般会計暫定予算案など二十五議案のほか、請願一件などが上程され、いずれも審議可決されました。

以下、各会計当初予算の概要、可決議案などについてお知らせします。

一般会計

歳入

★村税

村民税五千二百七十七万二千円、固定資産税八千八百九十九万一千円、

軽自動車税九百五十八万円、煙草消費税九百三十三万三千円、電気税九百五十一万六千円、特別土地保有税九十五万六千円などです。

★地方譲与税

自動車重量譲与税、地方道路譲与税の各歳入項目のみ計上。

★娯楽施設利用税交付金

項目のみ計上。

★自動車取得税交付金

項目のみ計上。

★地方交付税

地方交付税三億八千六百三十五万四千円を計上。

★交通安全対策特別交付金

項目のみ計上。

★分担金及び負担金

費負担金一千万円を計上。

★使用料及び手数料

民生使用料(共同利用施設)一万二千元、教育使用料(入園

料、授業料など)二百一十一万一千円を計上。手数料では、総務手数料や衛生手数料など百九十九万一千円を計上。

★国庫支出金

三百七十四万六千円、国庫補助金二千二百万円、委託金二百八十二万四千円を計上。

★県支出金

県負担金六十六万七千円、農林水産業費

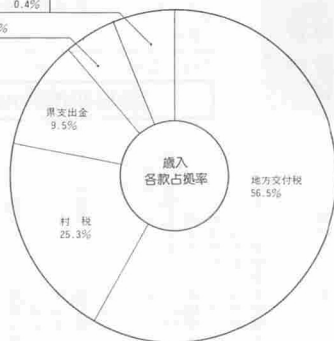
歳入暫定予算

(単位 千円)

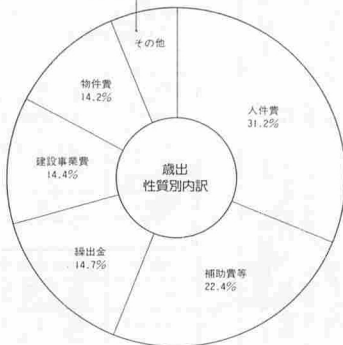
款	予算額
村税	172,658
地方譲与税	2
娯楽施設利用税交付金	1
自動車取得税交付金	1
地方交付税	386,354
交通安全対策特別交付金	1
分担金及び負担金	10,000
使用料及び手数料	3,202
国庫支出金	28,570
県支出金	64,777
財産収入	51
寄付金	1
繰入金	2
繰越金	1
諸収入	7,513
村債	10,300
歳入合計	683,434

その他	4.5%
分担金及び負担金	1.5%
村税	1.5%
諸収入	1.1%
その他	0.4%

国庫支出金 4.2%



その他	3.1%
扶 持 費	1.4%
公 費	0.6%
貸 付 金	0.6%
投資及び出資	0.3%
予 備 金	0.1%
立 金	0.1%



県補助金などの県補助金五
千九百三十八千円、選挙執
行経費などの委託金五百七
万二千円を計上。
★財産収入 財産運用収入
四万八千円のほか、不動産
・物品・有価証券の各売却
収入項目を計上。
★寄付金 項目のみ計上。
★繰入金 財政調整基金繰
入金、老人保健特別会計繰
入金の項目を計上。
★繰越金 項目のみ計上。
★諸収入 預金利息二十五
万円、団体支出金八十万円、
雑入二百四十六万二千円、
貸付金元利収入四万円の
ほか、延滞金の項目を計上。
★村債 一件を起債
起債目的 農村総合整備モ
デル事業債
限度額 千三十万円
利率 年八・五%以内
となつています。

一般会計

歳出

★議会費 議員報酬千五百
三十二万円など、総額で二
千六百三十六万七千円を計

歳出暫定予算

款	予算額	本年度予算額の財源別内訳			
		特 定 財 源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
議 会 費	26,367				26,367
総 務 費	150,909	5,069		1,415	144,425
民 生 費	68,294	6,904		11,247	50,143
衛 生 費	87,909	2,464		6,608	78,837
農林水産業費	139,737	56,907	10,300		72,530
商 工 費	1,157				1,157
土 木 費	51,855	22,000			29,855
消 防 費	5,606				5,606
教 育 費	146,420	3		1,247	145,170
公 債 費	4,180				4,180
予 備 費	1,000				1,000
歳出合計	683,434	93,347	10,300	20,517	559,270

上しました。
★総務費 総務管理費一億

一千三百二十三万三千円、
徴税費千九百四十九万二千
円、戸籍住民登録費千二十

一万九千円、選挙費五百九
十五万六千円、統計調査費
百八十八万五千円、監査委
員費十二万二千円、報酬審
議委員会費二万円などを計

上。
★民生費

社会福祉費二千
三百五十三万三千円、児童福祉
費四千四百六十一万四千円、
生活保護費十五万四千円など

(次頁に続く)

す。

★衛生費

保健衛生費四千七百七十八万九千円、清掃費四千二百円を計上。

★農林水産業費

水田利用再編対策推進費百二十九万七千円、農村総合整備モデル事業費八千六百二十三万円、新農業構造改善事業費五百二十二万円など、総額で一億三千九百七十三万七千円を計上。

★商工費

商工総務費、商工振興費など、百十五万七千円を計上。

★土木費

土木管理費三千二百二十七万六千円、道路橋梁費三千八百五十万七千円、河川費七万二千円を計上。

★消防費

非常備消防費五百六十万六千円、水防費四十四万円を計上。

★教育費

教育総務費四千二百七十七円、小学校費二千四百五十万八千円、中学校費三千九十八万九千円、幼稚園費八百六十五万五千円、社会教育費三千五百五十三千円、保健体育費七千六百十七万八千円を計上。

★公債費

元金、利子、公債諸費など総額四百十八万円を計上。

★予備費

百万円を計上。

以上が概要です。

老人保健

歳入 (単位 千円)

款	予算額
支払基金交付金	220,018
国庫支出金	62,568
県支出金	15,642
繰入金	25,028
繰越金	1
諸収入	6
歳入合計	323,263

歳出

款	予算額
医療諸費	313,878
諸支出金	4
予備費	9,381
歳出合計	323,263

国民健康保険(事業会計)

歳入 (単位 千円)

款	予算額
国民健康保険税	243,237
使用料及び手数料	38
国庫支出金	280,474
県支出金	990
繰入金	2,000
繰越金	19,700
諸収入	987
歳入合計	547,426

歳出

款	予算額
総務費	34,958
保険給付費	379,895
老人保健拠出金	122,362
基金積立金	1
諸支出金	31
予備費	10,179
歳出合計	547,426

歳出

(単位 千円)

款	予算額
総務費	75,613
給食費	54,261
予備費	200
歳出合計	130,074

歳入

(単位 千円)

款	予算額
繰入金	75,113
繰越金	700
諸収入	54,261
歳入合計	130,074

給食センター

58年度
特別会計予算

河内村水道事業

収益的収入及び支出

収入 (単位 千円)

款	項	予算額
事業収益		250,608
	営業収益	250,558
	営業外収益	50

支出

款	項	予算額
事業費用		250,608
	営業費用	173,725
	営業外費用	76,683
	予備費	200

資本的収入及び支出

収入

款	項	予算額
資本的収入		246,250
	企業債	197,200
	固定資産売却金	50
	国庫補助金	49,000

支出

款	項	予算額
資本的支出		254,024
	建設改良費	249,100
	企業債償還金	4,724
	予備費	200

※ 水道事業会計については、紙面の都合上、収益的収支と資本的収支のみにとどめ、貸借対照表、損益計算書等については省略させていただきます。

歳入 (単位 千円)

款	金額
診療収入	24,298
使用料及び手数料	1
繰越金	100
諸収入	100
歳入合計	24,499

歳出

款	金額
総務費	13,399
医療費	10,100
予備費	1,000
歳出合計	24,499

歯科診療所事業

告知板

戸籍関係手数料
四月一日から改正に

結婚、就職、相続から土地・住宅の取得など、各種手続に必要な戸籍謄(抄)本などの手数料が、昭和五十一年以来、七年ぶりにこの四月一日から値上げになりました。値上げ内容は次のとおりです。(カッコ内は旧手数料)

- ▼ 戸籍の謄本、抄本の交付
 - 結婚、就職、相続から土地・住宅の取得など、各種手続に必要な戸籍謄(抄)本などの手数料が、昭和五十一年以来、七年ぶりにこの四月一日から値上げになりました。値上げ内容は次のとおりです。(カッコ内は旧手数料)
- ▼ 一通三百円(二百円)
 - 戸籍に記載した事項に関する証明 一件二百円(一百円)
- ▼ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 一件三百円(二百円)
 - 届け出もしくは申請受理の証明書、または戸籍法四十八条二項(同法百七条
- ▼ 戸籍法四十八条二項(同法百七条)において準用する場合を含む)の書類の閲覧 一件二百円(一百円)
 - 住民課戸籍係

において準用する場合を含む)の書類に記載した事項の証明 一通二百円(一百円)。ただし婚姻離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届け出の受理について、請求により法務省令に定める様式による上質紙を用いる場合は千円(八百円)。

第一回定例会可決議案

〔議案第一号〕

河内村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

同条例中に老人保健法に関する事項がそう入され

〔議案第二号〕

河内村家庭奉仕員派遣事業実施条例の制定について

身体や精神上の障害で日常生活を営むのに支障のある身体障害者の家庭、または重度の心身障害のため、独立して生活を営むのに支障のある心身障害児を抱える家庭に対し、家庭奉仕員を派遣する事業の実施条例が制定されました。

申し出によつて家庭奉仕員の派遣を受けた場合、次のような費用負担基準によつて利用者負担金を納めていただくことになりました。

〔議案第三号〕

河内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

家庭奉仕員派遣手数料の項目が追加されました。

〔議案第四号〕

河内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

一般用の基本料金、一月につき使用水量十立方メートルまで二千七百円(旧千七百円)に、また超過料金は一般用、営業用、浴場営業用、そして共用分につき同様に、使用水量十立方メートルを超える分一立方メートルにつき二百七十円(旧、十立方メートルを超える分一立方メートルにつき二百七十円、三十立方メートルを超える分一立方メートルにつき百八十円)

〔議案第五号〕

河内村特別職の職員との給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新たに防災行政無線通信運営委員会の委員が追加されました。報酬は日額三千五百円、旅費は一般職の一、二等級に同じです。

〔議案第六号〕

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

に改正されるとともに、加

入金の額についても一戸当たりの額が次のように改正されました。

〇 家庭用 十二万円(旧八万円)

〇 営業用 臨時用 二十万円(旧十五万円)

〇 四月一日から実施

〔議案第五号〕

河内村特別職の職員との給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新たに防災行政無線通信運営委員会の委員が追加されました。報酬は日額三千五百円、旅費は一般職の一、二等級に同じです。

〇 村長、助役、収入役の旅費・日当などが次のように改正されました。

車賃 三十五円(一キロにつき)

日当 村長千七百円、助役千六百円、収入役千六百円(一日につき)

宿泊料 甲地方 村長九千五百円、助役 収入役九千円、乙地方 村長八千五百円、助役 収入役八千円(一夜につき)

食卓料 村長千七百円、助役 収入役千五百円

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

(一夜につき)

〔議案第六号〕

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

昭和三十八年度河内村一般会計補正予算

五ページに掲載

〔議案第十四号〕

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

昭和三十八年度河内村学校給食センター特別会計予算

五ページに掲載

〔議案第十五号〕

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

昭和三十八年度河内村水道事業会計予算

明治三十九年二月十五日
生

○ 田仲 平さん
源清田二二九番地

昭和三年八月一日生
庄布川七八番地

○ 福田 太郎さん
明治四十二年七月二十九日生

金江津四〇四番地
以上四名の方が推薦されました。

【議案第十九号】

河内村職員の旅費に関する
条例の一部を改正する
条例

車賃 三十五円（一キロ
につき）

日当 一・二等級 千四
百円 三・四・五・

六等級 千三百円
（一日につき）

宿泊料 甲地方 八千五
百円 乙地方 七千

食卓料 甲地方 一・二等
級 千三百円 三・

四・五・六等級 千
二百円（一夜につき）

【議案第二十号】

河内村職員の特種勤務手
当支給に関する条例の一
部を改正する条例

○ 給食婦、国民年金業務職
員、出納業務職員の特種勤

務手当が新設されました。
手当額は月額千五百円で
す。

○ 保健業務職員の特殊勤務
手当が二千円（田千円）、保
母の特種勤務手当が二千円
（田千五百円）にそれぞれ改
正されました。

【議案第二十一号】

河内村水道事業の設置等
に関する条例の一部を改
正する条例

給水区域の規制期間の延
長で、附則中の条文中「昭
和五十八年三月三十一日ま
での間に限り」が、「当分
の間」に改められました。

【議案第二十二号】

河内村議会議員選挙にお
けるポスター掲示場の設
置に関する条例の一部を
改正する条例

同条例中に「河内村長の
字句を加え、議会議員選
挙と村長選挙において同一
の掲示場を使用するよう改
正されました。

【議案第二十三号】

河内村防災行政無線通信
施設の設置及び管理に関
する条例の一部を改正す
る条例

無線局の呼出名称が次の
ように改められました。

○ 「こうほうがわち」が「ほ

うさいかわち」に、「こう
ほうのうきよう」が「かわ
ちのうきよう」に、また、
「こうほうほうさい」が「ほ
うさいかわち」にそれぞれ
改められました。

【議案第二十四号】

河内村農業委員会委員の
推薦について

○ 内田 喜男議員
大正十二年十月二十三日
生

手架五九〇番地

が推薦されました。
【議案第二十五号】
工事受負契約の締結の変
更について

農村総合整備モデル事業
の農道十六号線六二五D
号工事について、次の補正
がなされました。

○ 契約金額 「三千四百十
万円」から「三千四百七
十五万円」に。

○ 工期 「契約の日から昭
和五十八年二月二十五
日」が「契約の日から昭
和五十八年三月二十五
日」に。

○ 契約の方法 「指名競争
入札による契約」から
「随意契約による契約」
に。

請願書の採択

源清田保育所父母の会か
ら議会に出されていた、同
保育所運動場の拡張に関す
る請願が採択されました。

別表1 一般会計補正予算

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
村 税	415,801	21,800	437,601
地方交付税	859,153	50,594	909,747
県支出金	275,424	△17,523	257,901
財産収入	5,814	1,653	7,467
諸 収 入	88,972	1,280	90,252
村 債	65,400	△ 5,300	60,100
歳入合計	2131,387	52,504	2,183,891

款	補正前の額	補正額	計
議 会 費	75,798	△ 59	75,739
総 務 費	475,457	74,748	550,205
民 生 費	276,642	△ 5,812	270,830
衛 生 費	152,400	9,101	161,501
農林水産業費	501,883	△24,839	477,044
土 木 費	140,353	518	140,871
消 防 費	27,924	2,248	30,172
教 育 費	305,628	△ 3,401	302,227
歳出合計	2,131,387	52,504	2,183,891

防災行政無線の有効利用を

河内村長
杉山 貢

河内村防災行政無線通信施設の開局に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

河内村では、かねてから行政需要の多様化と情報化時代に対応し、行政連絡と住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達するため、農村情報行政無線通信施設を新農業構造改善事業の生産環境施設整備事業の一環として導入を計画、申請いたしましたところ、

電波管理局においては洪水、地震、火災といった災害防止に活用される防災行政無線局を優先開局させる方針で審査が行われた結果、河内村防災行政無線通信局として、四月一日より開局することになりました。

特に当地方は、ここ数年にわたり、台風による風水害、冷害等に見舞われ、農業経営にも大きな被害を出していることにもかんがみ、この施設の活用により農業に関するあらゆる情報を農業者に迅速・正確に伝達し、災害対策に万全を期すとともに、生産活動等有効利用に供してまいりたい所存でありますので、十分なるご活用を切望いたします。

なの場

短歌

投稿

林道 英行

じき母へ

しその実の紫なりぬ弁当に
母の匂いの懐かしなるかな

別表2 国民健康保険特別会計補正

歳入 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	10,000	8,538	18,538
歳入合計	601,063	8,538	609,601

歳出

款	補正前の額	補正額	計
総務費	34,091	△ 1,461	32,630
基金積立金	1	9,999	10,000
歳出合計	601,063	8,538	609,601

別表3 給食センター特別会計補正

歳入 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	79,273	1,270	80,543
歳入合計	136,448	1,270	137,718

歳出

款	補正前の額	補正額	計
総務費	80,433	1,270	81,703
歳出合計	136,448	1,270	137,718

別表4 水道事業会計補正 (収益的収入及び支出)

収入 (単位 千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
事業収益	157,028	△ 7,769	149,259
営業収当	143,471	△ 17,769	125,702
営業外収益	13,557	10,000	23,557

支出 (単位 千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
事業費用	157,028	△ 7,769	149,259
営業費用	98,747	1,231	99,978
営業外費用	58,081	△ 9,000	49,081

みんな

悲しみの涙の跡をけすように
雨降りしきる早春の青

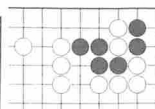
白き花散りてこぼれる水面には
Mと浮かべる君のインシアル

有段を目指して

出題 九段 武宮 正樹

●白先黒死 以下まで
●ヒント：ハネをきつての
あしこし

5分で二段、3分で四段



詰将棋

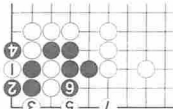
出題 八段 北村 昌男

●ヒント：か2、1回
と出てくれば読みませ

5分で初段、10分で3級



解答
1. 王手
2. 王手
3. 王手
4. 王手
5. 王手
6. 王手
7. 王手
8. 王手
9. 王手
10. 王手
11. 王手
12. 王手
13. 王手
14. 王手
15. 王手
16. 王手
17. 王手
18. 王手
19. 王手
20. 王手
21. 王手
22. 王手
23. 王手
24. 王手
25. 王手
26. 王手
27. 王手
28. 王手
29. 王手
30. 王手
31. 王手
32. 王手
33. 王手
34. 王手
35. 王手
36. 王手
37. 王手
38. 王手
39. 王手
40. 王手
41. 王手
42. 王手
43. 王手
44. 王手
45. 王手
46. 王手
47. 王手
48. 王手
49. 王手
50. 王手
51. 王手
52. 王手
53. 王手
54. 王手
55. 王手
56. 王手
57. 王手
58. 王手
59. 王手
60. 王手
61. 王手
62. 王手
63. 王手
64. 王手
65. 王手
66. 王手
67. 王手
68. 王手
69. 王手
70. 王手
71. 王手
72. 王手
73. 王手
74. 王手
75. 王手
76. 王手
77. 王手
78. 王手
79. 王手
80. 王手
81. 王手
82. 王手
83. 王手
84. 王手
85. 王手
86. 王手
87. 王手
88. 王手
89. 王手
90. 王手
91. 王手
92. 王手
93. 王手
94. 王手
95. 王手
96. 王手
97. 王手
98. 王手
99. 王手
100. 王手



かわち文芸 はいく



老梅の一樹残して旧家跡

客一人在りて明るし梅の青

猫の仔に玩具取られ泣く子かな

つくしつむ子等樂しげに春休み

正面に院号居士やつくしんば

暗き明し猫にも仔わかれありにけり

梅活けて仏と語る朝のお茶

追ひ追われ這い／＼の児と猫の仔と

うけそれしボールに走る小猫かな

拾仔猫辻の祠を借りの宿

一枝の梅花に添えて里みやげ

別れ霜はかなく消えて春日和

街並も素朴に映えて梅屋敷

じやれ犬に踏み倒されしつくしんば

昔伸びする日向の仔猫昼近し

国旗立て君ヶ代うたう梅二月

野沢 一風

岡田 みつ

田仲 正潜

大橋 溪水

田中 芳雪

市嶋 文子

大原 辰光

高橋てる江

中嶋 松坡

平川 和楓

神崎通太郎

藤本しげる

鈴木 桐葉

山沢 仙峯

飯塚 東泉

小川 竹声



大都市の給与生活者、いわゆるサラリーマンの家庭では

職場と家庭がまったく分離しています。父親は朝かなり早く家を出て、会社、官庁、銀行、学校、研究所などに通い、夜になってから帰宅します。子供と父親との接触時間は少なく、子供は父親の働いている姿を知りません。父親の存在が希薄になることもありま

す。これに対して農業、牧畜業、漁業、それに都市の自営業などの家では、父親が子供から見える所において、働いていま

す。

大人の男性の行動には生産に関与しているときと、そうでないときとがあります。食事をしたりテレビを見たり、趣味のことをやっているのは後者の場合です。都市の給与生活者の家庭に育った子供は、

父親が

家にいることの多い家庭

東京都立大学 教授・心理学 武俊

いまの都会の子供で製造過程を見ることができるのは、た

いやき屋さんくらいでしょう。

自営の商家、農家、小規模の上場経営者の家庭では、子供は父親の働いている姿も、くつろいでいる姿も見えていま

から東京に住んでいます。昭和初期にはまだ町に物を作

って売っていた店がたくさん

ありました。豆腐屋さん、馬

具屋さん、桶屋さんなど、

良きお風呂の桶が手際よく作られていくのを学校の帰りに立ち止まって見ていました。

す。それだけに父親から直接

学ぶことも多いのです。

父親が誇りを持って自分の

仕事に打ち込んでいる姿は、

将来その仕事を自分が継ぐに

しても親がいないにしても、

子供の心に鮮明に残ります。一

日が終わって夕食の時に、

仕事のおもしろい点、苦しい

点などを明い調子で子供に

話してください。

一方、このような家庭では、

生活がややもすれば単調にな

ります。生活に変化をつけ弾

力性を与えるために、休みの

日の旅行、外出などを積極的

に計画し、ふだんの父親とは

違う面も子供に示してくだ

さい。



保険料の納め忘れにご注意！

国民年金に加入している皆さん、保険料の納め忘れはありませんか。

四月は、国民年金保険料の昭和五十七年度分（昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで）の最終納付書は発行してもらい、郵便局または銀行で納めなけ

予防接種の知識

BCG——一回目はなるべく乳児期に

この四月に小学校に入学した子供が、最初に受ける予防接種はBCGです。

BCGの接種は、体内に結核菌に対する免疫をつくるた

めに行われるもので、自然感染を受けても発病の危険性は非常に少なくなります。結核は、年々減ってはいますが、最近でも、乳幼児の結核はま

だかなり発生しており、病後の経過もよくないので、油断は禁物です。接種を受けるのは、四歳までに一回、小学一年生で一回、中学一年生で一回、それぞれツベルクリン反応検査によつて陰性と判定された人が対象となります。ことに第一回の接種は、なるべく乳児期に受けたほうが

よいため、市町村では三か月
検診や九か月検診などを利用



して接種しています。また、
家族内に結核患者がいるとき
は、できれば産院にいる間に
受けるようにしよう。
BCGは副作用もほとんど
なく、いつでも安心して受け
られる予防接種ですが、接種
時は次のような点に注意しま
しょう。

- ▼ 子供が健康で体の調子の
よいときに受けましょう。
▼ 体や肌着を清潔にしてお
きましょう。

避けましょう
以上の三点はすべての予防
接種に共通することです。
また、BCG接種に限って
みますと、外傷などができた
とき、傷口にケロイドのでき
やすい人はBCG接種をやめ
たほうがよい場合があります
ので、医師に相談して下さい。
▼ BCG接種を受けた人は、
翌年ツベルクリン検査を受け
て、陽転しているかどうかを
確かめておきましょう。

ればなりません。
もう一度、納め忘れがな
いか確かめてみましょう。
保険料が未納のままです
と、万一不幸にして事故や
病気などに、障害者や
母子家庭になった場合に支
給される障害年金や母子年
金などの給付が受けられな
い事態も多くなりますし、未
納期間が多くなれば、将来
老齢年金さえ受けられな
くなります。

忘れたら大へん。国民年金の保険料



生活の知恵

冷凍食品 その①

買い方

ロード・ラインより 下のものを選ぶ

冷凍食品は「旬のタイム・カプセル」といわれている。
急速冷凍技術の普及により、取りたての味や香り、
栄養分などはほとんど変わらず、食べ物を新鮮なまま
で保存できるようになりました。
しかし、保存方法や解凍のしかたを間違えると、冷
凍食品の旬の風味や栄養などを損なうことになりま
す。冷凍食品を上手に利用し、楽しい食卓を演出して
みてはいかがでしょうか。

「買い方のポイント」

- ① 冷凍食品を買うときに注意
したい点を挙げてみましょう。
② 保管温度に気を付けよう
③ 冷凍食品の保管温度は食品
衛生法でマイナス一五度以下
（JAS「日本農林規格」で
はマイナス一八度）と決めら
れています。

冷凍ショー・ケースについ
ている温度計で、内部がマイ
ナス一五度以下になっている
かどうか確かみましょう。
② ロード・ラインより下に
置かれたものを選ぶ
冷凍ショー・ケースの内壁
には、ロードライン（積荷限

界線）という赤い横線が引か
れています。冷気はこの線よ
り下で循環していますから、
ロード・ライン以下に置かれ
たものを選びましょう。
③ 魚貝類や肉類は霜のあま
りついているものを選ば
ず、
魚貝類や肉など
生ものの冷凍食品
は、霜があまりつ
いてなく、がっち
り凍っていて、包
装のしっかりした
ものを選びましょ
う。また、製造年
月日は、なるべく
三か月以内のもの

を。
④ 冷凍食品は買い物の最後
に
冷凍食品を先に買い、長い
間持ち歩くと溶けてきます。
買い物の一番最後にまとめて
買うのも賢い主婦の知恵です。





お知らせ欄

4月の納税

軽自動車税 全期
国民健康保険税 1期
納付期限は5月2日です。

休日診療当番医

- 4月24日(日) 江戸崎病院
桜川村阿波 ☎029894-2611
4月29日(天皇誕生日) 竹尾医院
河内村金江津 ☎河内(6)2436
5月1日(日) 稲敷病院
江戸崎町 ☎0298(92)1543
5月3日(憲法記念日) 大久保医院
桜川村古渡 ☎029894-2733
5月5日(子供の日) 鴨下医院
江戸崎町 ☎0298(92)2619
5月8日(日) 宮本病院
東村幸田 ☎02997(9)2114
5月15日(日) 本橋(惟)医院
江戸崎町 ☎0298(92)2308
5月22日(日) 坂本(美)医院
江戸崎町 ☎0298(92)2627

【診療時間】 午前9時～午後4時
詳しくは、☎0298(92)2127

久野英雄医師へお尋ね下さい。

老人居室・障害者住宅

河内村では、老人や障害者の方の福祉増進を目的に、居室や住宅の建設資金の貸付けを行っています。

これは、村民の皆さんが納めている厚生年金や国民年金積立金の還元融資を資金とした貸付事業で、老人や障害者の方の専用居室を自力で増改築または改造することが困難な方に対し、必要な資金を低利で貸し付ける

整備資金が借りられます

ものです。

どうぞ、お気軽に係にご相談ください。

【貸付金額・利率】

老人居室整備資金 133万円
障害者住宅整備資金 185万円
(両方共、1件についての額)
年利率3% 最高10年返済

※ お申し込み・お問い合わせは、住民課福祉係へどうぞ。

村民テニス大会

《参加者募集》

河内村中央公民館主催の「春の硬式テニス大会」が行われます。

あなたもぜひ、ご参加下さい。

- 期 日 5月22日(日) ※雨天の場合は5月29日(日)に延期。
会 場 総合グラウンドテニスコート
種 目 男子ダブルス 男女混合ダブルス ※各種目とも25チーム(先着順)
※ 重複出場も可。
参加費 各1チーム 1000円
申込期限 5月10日(日)〆切り
※ 詳しくは、中央公民館事務局
☎4局2843へどうぞ。

法務・人権相談所

竜ヶ崎人権擁護委員協議会と法務局では、5月3日の「憲法記念日」を記念して、無料の相談所を開設致します。お気軽にお出かけ下さい。
日 時 5月16日(日) 午前10時から午後3時まで
会 場 河内村西共同利用施設

竜ヶ崎電報電話局に「お客様代表者会議」設置

河内村のご利用者の皆さんの意見を集約し、会議に反映させて下さる代表者には、河内村役場総務課長田中功氏、民生委員協議会総務石山正男氏、竜ヶ崎ロータリークラブ会長大槻博氏が選出されました。

『憲法は明るい社会の道しるべ』

5/1～5/7は憲法週間

交通事故0の提言

わたしは、右左をみないでわたってしまします。それでもし車がぶぶぶん、ぶうんじとぶしてきたら、こうつうじこにあいます。それがケンブだったら、べちゃんこになつてしまします。
右左をよく見てわたれば、こうつうじこにあわなとおもいます。

わたしは、いつも、学校のまえりみち、足あとのしるしのところへまわって、右左を見てからわたります。車があまりとらなると、みないでわたって、こうつうじこにあいます。



源清田小 一年
ほそい きよ子さん



No.25